

会 議 議 事 録

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員5名の出席をいただいております。
宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。
なお、本日、風見会長が急用により欠席となりましたので、議事進行は会長代理である角田委員にお願いいたします。
それでは角田会長代理、審議の進行をお願いいたします。

<次第1 開会>

会長代理 ただいまから、令和4年度第2回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 本日の傍聴希望者は、おりません。

<議事録署名委員の指名>

会長代理 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、小山委員と及川委員にお願いします。

< 会議の非公開について >

会長代理 本日は公開による口頭審査終了後に、裁決に関する審議を行う予定としております。宮城県建築審査会条例に基づき、会議は公開としておりますが、裁決の審議につきましても、委員間で自由闊達に協議する必要がありますので、通例、この種の審議は非公開とされているものが多いと思いますので、宮城県建築審査会条例第9条に基づき非公開としたいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

ご異議がないようですので、裁決の審議は非公開とさせていただきます。

< 次第2 審議事項 >

会長代理 | はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 | 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。

議案1件と報告事項27件でございます。

第1号議案は、建築基準法第94条第1項により令和4年6月10日付け宮城県建築審査会宛に提起された審査請求についての案件です。

また、報告事項といたしましては、事前同意基準に基づく許可状況等についての報告でございます。

それでは、ご審議のほど、よろしく願います。

< 第1号議案の審議 >

会長代理 | 個別の案件について審議いたします。

< 口頭審査 >

会長代理 | それでは、審査請求人及び処分庁の方々を入室させてください。

会長代理 | 議案第1号の建築審査請求に係る口頭審査に入ります。

まず、事務局より注意事項等を説明願います。

< 注意事項等の説明 >

事務局 | 本日の口頭審査は建築基準法第94条第3項の規定に基づいて行いますので、御出席の方は、審査会会長代理の指示に従っていただきますようお願いいたします。

また、審議時間につきましては、概ね60分以内と考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは会長代理よろしく願います。

会長代理 それでは、口頭審査を始める前に出席者の紹介をいたします。
私は、会長代理の角田でございます。よろしくお願いいたします。
私の両側に着席されている方は、建築審査会の委員の皆さんでございます。また、私から向かって右側が審査請求人の皆さん、左側が処分庁の皆さんとなります。その後ろは、宮城県建築審査会事務局の職員です。
この口頭審査は、先に提出されております審査請求書、弁明書、反論書等についての補足と、私ども建築審査会委員との質疑応答を行うものでございます。したがって、審査請求人と処分庁はそれぞれ双方との直接の議論のやりとりは、控えるようお願いいたします。
また、発言にあたっては、必ず挙手をし、許可を得てから発言されますようお願いいたします。
それでは、まず審査請求人、処分庁の出席者の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、まず、審査請求人の出席者から確認いたします。審査請求人3名が出席しております。
続いて、処分庁の出席者を確認いたします。処分庁は代理人5名が出席しております。
なお、審査請求人及び処分庁の代理人であることは、事前に事務局で確認していることを申し添えます。

会長代理 それでは、審査請求人、処分庁それぞれから陳述を求めます。なお、審査請求書、弁明書、反論書等については、全て読ませていただいております。したがって、陳述に当たりましては、特に主張したい点や補足したい点について述べるようお願いいたします。また、発言時間は5分程度でお願いいたします。
まず審査請求人からお願いいたします。

審査請求人 今回去年に引き続いて2回目の審査請求ということで、大変お手数をお掛けすることになりました。我々去年を含めてですね、去年は〇〇〇との関係で、今年は関電不動産ということで、非常に対応していて悔しいというか、情けないというか、やるせないというか、なんとも言いようがなくてこういう場に申し立てをして、ひょっとしてなんとかなるかということで審査請求をしました。当然、おてんとうさまが我々の頭の上にあつて、ある程度その恩恵を受けているものといまのいままで思っていたのですが、最終的に終の棲み家として購入したマンションが冬季時期に日照が当たらないと、非常に精神的に苦痛に耐えられないというようなことがありまして、すでに何人かがこのマンションから去っていきました。我々自身も将来的にどうしようかなと、わたくしも80歳ですから、あと数年なんとか我慢して、そのあとは子供達に委ねるかなと思っておりました。色々調べてみると近隣商業地域で日影規制がないということで、市にもなんとかならないかと陳情してみました。一体世の中はどうなっているのだろうと色々調べてみたら、関東とかではほとんど日影規制があるのです。なんで東北、しかも仙台は日影規制があつてそれ以外は日影規制がないのだと。同じ住民として不合理を感じておりました。2年前は〇〇〇だったのですが、今回、隣のところにまた新たに〇〇〇がマンションを建てる予定だったのです。だけどそれを売ってしまった。なぜ売ってしまったのか。最初は売れ行き状況を見て隣に建てる時期をと言っていたのですが、そのうち売ってしまった。売れ行きが良かったのになんで売ったのかなと。だんだん分かってきたことは、同じ〇〇〇が2棟建ててその日影になった場合にひょっとして裁判にかつた場合に非常に不利になるということでそれを売ってしまった。そういうことが我々も分かって、最初の9月位から関電不動産になんとか対話をしよう。前回は看板が立ってからでしたが、今回は最初から話合いをしようとして4回位申し入れをしたのですが、なかなか聞いてもらえなかった。そうしているうちに第1回の1月14日の説明会という通知が来た。ということで、法律を盾にブルドーザーにつぶされるような気持ちで我々はそれに抵抗はしたのだけれども、どうしても抗えなかった。というような経過がありまして、なんとか最後の砦ではここで皆さんに色々審議してもらった方が良くないと。もちろん市役所にも色々言いました。それが申し立てに書いていたとおりのことなんですけれども、そんなことで非常に苦渋の決断をしてまたお手数を煩わせることになりました。今日はよろしくお願ひします。

会長代理 それでは、次に処分庁からの陳述をお願いいたします。

処分庁 弁明書で述べていますとおり、請求人らが問題としている名取市中高層建築物の建築に関する指導要綱、これは建築確認審査の対象である建築基準関係規定ではなく、建築確認に関わる審査の対象とならないため、その遵守状況は、本件処分の違法性又は不当性の根拠とはならないと考えます。したがって、本件審査請求は、およそ本件処分の違法性又は不当性の根拠たり得ない事由として、その理由としている件においても不適法であるが、却下されるべきであり、仮に不適法でないとしても、本件処分には他に取り消しの理由がないことから、速やかに棄却されるべきと考えています。

会長代理 処分庁からの陳述がありました。審査請求人から更に補足の陳述はありますか。

審査請求人 特段、処分庁の言い分には異議はないです。ただし、我々が訴えているのはその前段に瑕疵がある。せっかく名取市の指導要綱を定めて改定していただいたにも関わらず、その手順を踏んでやっていないというところです。ですから建築基準法とかその他の法令だけを切り取ってしまうとそこはなんとも言いようがない。けどそこに至る前段に瑕疵があつて建築確認に至ることは正当な手順を踏んでいないというのが我々の主張です。

会長代理 審査請求人から補足説明がありました。処分庁からさらに補足の陳述はございますか。

処分庁 先程述べたとおりでございます。特にございません。

会長代理 どうも御苦労さまでした。只今審査請求人と処分庁からの陳述をいただきましたが、委員の皆さんから何か質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

まず、審査請求人に質問がありましたら、よろしく願いします。

なお、審査請求人は質問に対してのみ簡潔に答えるようお願いいたします。

委員一同 (特になし。)

会長代理 よろしいですか。それでは、次に、処分庁に何か質問がありましたら、よろしく
お願いいたします。

なお、処分庁は質問に対してのみ簡潔に答えるようお願いいたします。

委員一同 (特になし。)

会長代理 よろしいですか。これで口頭審査は終了とさせていただきます。

なお、以降の裁決に関する審議については非公開とさせていただきます。

裁決の結果は、事務手続き終了後に、審査請求人、処分庁にそれぞれ後日書面で
通知いたします。

それでは、審査請求人及び処分庁の方は、退席をお願いいたします。

※裁決に関する審議の議事録は非公開

(裁決に関する審議終了)

< 次第3 報告事項 >

会長代理 | 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 | 建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況の報告事項は、以上になります。

会長代理 | 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。
ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事務局 | 次回の開催日程についてです。今回は令和4年11月8日(火)午後4時から、
宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。
開催については、別途文書でご連絡いたします。
なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご
連絡ください。以上でございます。

< 次第5 閉会 >

会長代理 | 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。